

また、廃棄物処理においては、廃棄物処理施設における廃棄物発電等熱利用をさらに進めるとともに、プラスチック製容器包装のリサイクルの推進、ごみ収集運搬車へのBDFの導入などの車両対策の推進を行う。

## ②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の対策・施策

### （廃棄物分野の対策）【90.5万t-CO<sub>2</sub>】

廃棄物処理において、ごみ有料化の導入、普及啓発及び分別収集の徹底により3Rを更に推進し、廃プラスチックの焼却に伴う二酸化炭素の排出を削減する。また、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者による自主行動計画を進めることにより、焼却等の処理に由来するCO<sub>2</sub>等を削減する。

また、処理体制の強化、優良処理業者育成等により、産業廃棄物の不法投棄を撲滅することで、これに伴うメタン排出の削減を図る。

さらに、一般廃棄物焼却施設において、連続運転による処理割合を増加させることで一酸化二窒素を削減する。

### （農業分野の対策）【18.1万t-CO<sub>2</sub>】

稻わらすき込みからたい肥施用への転換促進、中干し開始時期の前倒し等メタン抑制技術の確立による水田から発生するメタンの排出削減、施肥の改善（減肥）による一酸化二窒素の排出削減を実施する。

## ③代替フロン等3ガスの対策・施策【120万t-CO<sub>2</sub>】

代替フロン等3ガスについては、産業界による排出削減計画をフォローアップすることにより、各業界の目標達成の蓋然性を向上させる。また、産業界の取組と併せて、代替ガスの実用化や排出抑制設備の導入促進等に対する事業費用への支援、液体PFC等の適正処理対策、ノンフロン発泡断熱材の使用促進及び廃棄フロン断熱材の適正処理のための情報提供等を進める。

一方、今後の排出の増加が見込まれる冷媒分野について、ノンフロンへの転換のための安全で高効率な自然冷媒冷凍装置等のノンフロン技術の開発や普及等を、さらに促進する。また、改正フロン回収・破壊法の普及啓発を行うとともに、現場設置型機器やカーエアコン使用時の冷媒漏洩対策に向けて実態把握等を進め、必要に応じ管理体制を強化する。さらに、家電リサイクル法に基づき、引き続き廃家電（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）回収によるフロン回収の推進を行う。

## ④吸収源の対策・施策

### （森林）

森林吸収量（1990年以降に森林経営活動等が行われた森林の吸収量）に

については、1,300万炭素トン（基準年度総排出量比3.8%）の確保のため、平成19年度から今後6年間にわたり、追加的な森林整備120万ha（毎年20万ha）を含め、合計330万haの間伐の実施が必要な状況である。

このため、①国産材利用を通じた適切な森林整備、②森林を支える活き活きとした担い手・地域づくり、③都市住民・企業等幅広い森林づくりへの参画、などの取組を官民一体となって進める「美しい森林づくり推進国民運動」を開催するなど、引き続き幅広い国民の理解と協力のもと、間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進する。

#### （都市緑化等）【46万t-CO<sub>2</sub>】

都市緑化等については、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水道、公的賃貸住宅、官庁施設等における緑化、建築物の屋上・壁面等の緑化空間の創出等により、公的空間・民有地の緑化を推進する。

### ⑤京都メカニズムに関する対策・施策

国内対策を基本として国民各界各層が最大限努力することを前提に、京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%）については、京都メカニズム（CDM及びJI並びに具体的な環境対策と関連付けされた排出量取引の仕組みであるグリーン投資スキーム（GIS））により対応することが必要になる。今後、国内対策に対して補足的であるとの原則を踏まえつつ、必要なクレジットを取得することが必要である。

## （2）今後、速やかに検討すべき課題

### ① 国内排出量取引

IPCC第4次報告書を始め科学的見地から早急かつ大幅な総量削減が長期にわたって求められる中で、国内排出量取引制度は、排出削減目標達成を確実に行うことを可能とし、これを最小のコストで実現しうるとともに、炭素に価格を付け、民間の創意工夫を促すことができる制度であるとして、その導入を積極的に検討すべき、また、少しでも費用効果的な手段を採用するため、他の政策とのポリシーミックスを行うことも検討すべきであるとの意見があった。また、欧米における制度の導入状況を踏まえ、世界的な炭素市場が形成されつつある中で金融制度面からも国内排出量取引制度を評価し、日本のみが乗り遅れないよう制度整備を検討すべきとの意見があった。さらに、技術開発を促進し、経済活動への柔軟性がある政策として排出量取引が導入されてきた、削減量はキャップのかけかた次第であって、EU-ETSはまだ試行段階なので、これを持ち出して削減効果を議論するのは適切でない、オークションによる配分を行えば効率的な初期割当が可能ではないか、排出削減した者にメリットがあるという点で公平性のある制度ではないかとの意見があった。

排出量取引は自主行動計画に比べて、効率性、目標の検証可能性、フリーライドの防止等の点で優れているとの意見があった。また、2013年以降に先送りするのではなく今すぐに制度設計に着手すべきとの意見があった。

他方、国内排出量取引制度については、個々の排出主体への排出枠の割当が前提となる強度の規制的措置であるとの意見があった。また、排出枠の公平な割当が困難であり、国際的な産業競争力を歪め産業の海外流出（炭素リーケージ）を招くのではないかとの懸念が示された。また、実際の企業行動等を見ると、必ずしも最小コストで排出削減を行えるとは言えないのではないかとの意見があった。さらに、EU-ETS が必ずしも実質的な排出削減につながっていないこと、自主行動計画が適切に機能していること、我が国において排出の伸びが著しい業務・家庭部門対策として有効性を欠くこと、排出枠の価格が変動し不確定要素があること、短期的な目標設定では企業の追加的な投資及び長期的な技術開発に対してインセンティブが働かないこと、過去の排出実績に基づく排出枠割当を行った場合には、排出削減が進んでいない企業がむしろ温存される結果になること、オークションによる初期割当は排出者の負担が莫大になり非現実的であることから、国内排出量取引制度導入は不適当との意見があった。また、現状においては具体的な制度の仕組みについての提案が乏しいこともあるため、国内排出量取引制度は第1約束期間において実施することは現実的に難しく、次期枠組みに関する参加国の動向等を踏まえて検討することが重要であるとの意見があった。

国内排出量取引については、確実かつ費用効率的な削減と取引等に関する知見・経験の蓄積を図るため、2005年度から実施している自主参加型の国内排出量取引制度について、2007年夏に第1期が終了したことを受け、得られた結果を踏まえつつ、今後より有用な知見・経験を蓄積する観点から、参加者の拡大、参加方法の多様化及び検証方法の効率化を図る等同制度を拡充していく。

いずれにしても、中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、2007年度のフォローアップにより見込まれる、産業部門の対策の柱である「自主行動計画の拡大・強化」による相当な排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討していくべき課題である。

\*国内排出量取引制度とは、排出枠の交付総量を設定した上で、排出枠を個々の主体に配分するとともに、他の主体との排出枠の取引や京都メカニズムのクレジットの活用を認めること等を内容とするもの。  
(「京都議定書目標達成計画」から抜粋)

## ② 環境税

地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

## ③ 新エネルギー対策の抜本的強化

より確実かつ費用効果的に新エネルギーの導入を推進するためには、現行RPS法より「固定価格制」の方が優れているのではないかとの意見、グリーン電力証書について、温対法や省エネ法上に位置づけるべきという意見や税制上損金算入できるようにすべきとの意見があった。さらに、補助金の充実を含め、太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス燃料等の導入促進策を充実すべき、廃棄物発電についても、さらなる導入促進のための方策を打つべき、山間部における風力発電機については建築基準法上の規制を緩和すべきとの意見があった。

他方、対策効果の確実性やコスト削減インセンティブの付与等の観点からは、固定価格制ではなく、RPS制度の方が優れているのではないかとの意見があった。また、新エネルギーの導入に当たっては、系統への信頼性、気象・地理的条件、希少野生生物対策等の課題があり、また、電源構成のベストミックスの在り方も含めた総合的な検討が必要との意見があった。

これらの意見を踏まえて、新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要がある。

## ④ 深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し

深夜に行われる企業活動・消費活動について、省エネ効果は限定的としながらも、国民のライフスタイル・ビジネススタイルに影響を与える等の観点から、店舗等の営業時間や夜間のライトアップ、テレビの放映等幅広い分野に一定の自粛を求めるべきではないかとの意見があった。

他方、店舗等の深夜営業については、これを改めたとしても省エネ効果は限定的である一方、企業活動と消費活動へのマイナス影響は大きい、また、深夜営業により防犯・防災への貢献も認められるとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直しに関し、国民の抜本的な意識改革に向け、上記の諸課題について、諸外国の状況も踏まえ、総合的に検討する必要がある。

## ⑤ サマータイムの導入

サマータイムについては、一定の省エネルギー効果や余暇活動の推進が見込まれるとともに、その導入が地球温暖化問題の意識啓発のきっかけと

なることが期待され、こういう制度が進めば国民運動にも寄与するのではないか、始業時間が繰り上がっても終業時間も繰り上がることにより、労働時間延長にはつながらないのではないかとの意見があった。

他方、現在の労働状況の下では、単なる始業時間の繰り上げになりかねない、省エネ効果についても定量的に評価し難い点があり、一部サービス産業の活性化等による増エネ効果がある、交通機関のダイヤ調整等の問題があるとの意見があった。

また、本件は国民生活における様々な行政分野に関わる問題であることから、政府内の検討体制を整備すべきとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、サマータイムについては、論点の具体化を進め、国民的議論の展開とともに、環境意識の醸成と合意形成を図る。

### 3. 対策・施策の強化を踏まえた 2010 年度排出量見通し

既存の対策の進捗状況の評価等を踏まえた 2010 年度排出量の見通し及び不足削減量を推計するとともに、対策・施策の強化の方向性を明らかにした中間報告以降、各省庁の関連対策の検討状況のヒアリング、自主行動計画の拡大・深掘り等に関するフォローアップを行い、2. (1)において、今後強化すべき対策に関し、その具体的な内容及び各省庁から示された資料に基づく追加的排出削減効果についてとりまとめた。

これらの個々の排出削減効果は、単純に足し上げると約 4300 万～4800 万 t-CO<sub>2</sub> となるが、相互の重複や既存対策との重複等があることに留意する必要がある。また、2005 年度の我が国の温室効果ガスの排出量は基準年比 7.7% 増、2006 年度（速報値）は同 6.4% 増、と依然として厳しい状況であることは言うまでもない。

しかしながら、現行の目標達成計画の対策に加え、これらの追加的な対策を具体化した新たな目標達成計画に基づき、各部門において、国、地方公共団体を始め、各主体が対策に全力で取り組むことにより、既存対策を補強する諸施策の削減効果も合わせて、京都議定書の 6 % 削減目標は達成し得るものと考えられる。

ただし、2. (1)においてとりまとめた対策は、現行の目標達成計画の既存対策が見込みどおり進捗することを前提とし、それに加えて追加、強化すべきものであることから、前提となる既存対策による排出削減が確実に達成されるよう、各主体において積極的な取組が必要であることに留意する必要がある。

さらに、我が国全体の 2010 年度の排出量の見通しについては、本年度内に行われる予定の改訂目標達成計画の閣議決定までに、推計の前提となる社会経済活動量見込みが更新された場合には、それも踏まえた精査が必要となる。

こうしたことを踏まえ、政府においては、京都議定書第 1 約束期間が開始される 2008 年度に向け、排出見通し等の更なる精査を行いつつ、年度内に改訂

目標達成計画を閣議決定し、第1約束期間の開始とともにこれに基づく対策を一丸となって推進することが望まれる。

#### 4. 京都議定書目標達成計画の進捗管理について

現行の目標達成計画では、2010年の単年を目標として対策効果の見通しが立てられているが、削減約束の遵守を確実にする観点から、約束期間の5年間全体を通して削減約束の達成の進捗管理を行うことが重要である。5年間の約束期間において、対策が遅れれば遅れるほど、6%達成約束の達成のために短期間で大幅な削減を達成するための措置を講じなければならないことに留意が必要である。

現行の目標達成計画では、「地球温暖化対策推進本部は、毎年、個々の対策について政府が講じた施策の進捗状況等を、対策ごとに設定する対策評価指標も参考にしつつ点検することにより、必要に応じ施策の強化を図ることとされているが、2008年から第1約束期間が開始すること等を踏まえると、改訂後の目標達成計画においては、厳格な点検を各年度の早い時期に実施することが必要である。

2008年度以降に毎年度点検を実施しとりまとめる「京都議定書目標達成計画の進捗状況」においては、各対策の対策評価指標及び排出削減量の実績値について、担当省庁による早期の把握・点検を推進する。また、個々の対策の対策評価指標と、当該対策の効果となる排出削減量との関係について、必要に応じて精査を行うべきである。

加えて、進捗状況の点検を行う年度以降の2012年度までの温室効果ガスの対策評価指標及び排出削減量の見通し（データ入手が可能な限り各年度の見通し）等を示し、かつ、必要に応じて対策・施策の強化や追加を行うなど計画の進捗管理を適時適切に行うため、年度末までに検討し、具体的な方法を改訂「京都議定書目標達成計画」に明記すべきである。

さらに、温室効果ガス排出・吸収量の実績値を可能な限り早期に把握するため、統計の集計早期化等を関係機関に依頼する必要がある。